

2 級課程修了者であるサービス提供責任者を配置する 指定訪問介護事業所の減算について

2013 年（平成 25 年）4 月 1 日以降のサービス提供責任者の要件

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修修了者
- ③ 介護職員初任者研修修了者
- ④ 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する「旧介護職員基礎研修課程」の修了者又は「旧 1 級課程」の修了者
- ⑤ 3 年以上介護等の業務に従事した者であって、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する「旧 2 級課程」の修了者

1 経過措置

2012 年（平成 24 年）4 月 1 日以降、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する 2 級課程修了者をサービス提供責任者として配置している事業所は、訪問介護費が 100 分の 90 の減算になります。

上記⑤の対象者については、経過措置として、2013 年（平成 25 年）3 月 31 日までに資格を取得することが確実に見込まれる旨を福山市へ届け出た場合は、減算対象になりませんでした。

3 手続き

経過措置が 3 月末で終了することにより、今後減算対象となります。該当する事業所は、「介護給付費等に係る体制等に関する届出書」の変更を提出してください。また、資格取得によりサービス提供責任者としての要件が満たされた場合は、資格証等の写しの提出が必要となります。

4 減算対象月について

減算は、要件を満たさない月の翌月から対象となります。例えば、2013 年（平成 25 年）4 月に 1 日でも介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する「旧 2 級課程」の修了者がサービス提供責任者であった場合は、翌月の 5 月から訪問介護費が 100 分の 90 の減算になります。介護給付費等に係る体制等に関する届出書の異動日は、「2013 年（平成 25 年）5 月 1 日」で届出てください。（ただし、当該サービス提供責任者が月の途中で要件を満たした場合は減算対象になりません。）

5 資格保有者の取扱い

2013年(平成25年)3月31日に④介護職員基礎研修, 訪問介護員1級, ⑤訪問介護員2級が廃止になり, 「介護職員初任者研修」が創設されます。

④, ⑤について, 2013年(平成25年)3月31日までに修了又は受講中の者は, サービス提供責任者の業務を引き続き行えるものとして扱いますが, ⑤の資格保有者は, 減算対象となります。

なお, 2013年(平成25年)4月1日以降に「介護職員初任者研修」を修了した場合, サービス提供責任者の資格要件に該当するかどうかについては, 厚生労働省に確認中です。明確になり次第, お知らせいたします。